

「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

- 1．上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表…………… 1
- 2．上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表… 3

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 上場会社(Q - B o a r dの上場会社を除く。)は、第1四半期及び第3四半期における<u>四半期財務・業績の概況</u>を開示するものとし、当該開示は当該上場会社の<u>四半期財務・業績の概況</u>が定まったときに直ちに行わなければならない。</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 上場会社(Q - B o a r dの上場会社を除く。)は、第1四半期及び第3四半期における<u>四半期業績の概況</u>を開示するものとし、当該開示は当該上場会社の<u>四半期業績の概況</u>が定まったときに直ちに行わなければならない。</p>
<p>4 ~ 9 (略)</p>	<p>4 ~ 9 (略)</p>
<p>付 則</p>	
<p>1 この改正規定は、平成16年4月1日から施行する。</p>	
<p>2 改正後の第2条第3項の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する連結会計年度(連結財務諸表を作成すべき会社でない上場会社にあつては、事業年度。以下同じ。)における開示から適用する。ただし、システム対応又は子会社における対応等の必要がある上場会社の実務上の準備期間の必要性を踏まえ、平成19年3月31日以前に開始する連結会計年度における開示については、なお従前の例によることができるものとする。</p>	
<p>3 前項ただし書の規定は、次の各号のいずれかに該当する上場会社については、適用しない。</p>	
<p>(1) 施行日以後に上場申請が行われて新たに上場会社となった者(株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受けた者(同項各号に規定する上場会社のいずれかが前項ただし書の規定の適用を受けていた場合に限る。))を除く。)</p>	
<p>(2) 施行日以後に上場市場の変更申請が行</p>	

われてQ - B o a r dからの上場市場の変更
が行われた銘柄の上場会社

- 4 施行日前に開始する連結会計年度における開
示は、なお従前の例による。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. の 2 第 2 条（会社情報の開示）第 3 項関係 <u>第 3 項の規定に基づく四半期財務・業績の概況の開示は、その開示資料に、当該四半期における当該上場会社の属する企業集団（当該上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該上場会社）の経営成績及び財政状態に係る四半期財務情報を記載することを要するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 改正後の 2. の 2 の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する連結会計年度（連結財務諸表を作成すべき会社でない上場会社にあつては、事業年度。以下同じ。）における開示から適用する。ただし、システム対応又は子会社における対応等の必要がある上場会社の実務上の準備期間の必要性を</p>	<p>2. の 2 第 2 条（会社情報の開示）第 3 項関係 <u>第 3 項に規定する「四半期業績の概況」とは、当該四半期における上場会社の経営成績の進捗状況及び財政状態の変動状況に係る情報をいうものとし、その開示は、その開示資料に、次の a 及び b に掲げる事項を記載することを要するものとする。</u></p> <p>a <u>当該四半期における当該上場会社の属する企業集団（当該上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該上場会社。以下この 2. の 2 において同じ。）の売上高又はこれに相当する事項（以下この 2. の 2 において「売上高等」という。）及びその補足説明並びに売上高等の会計処理の方法が、最近連結会計年度（当該上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、最近事業年度）における認識の方法と異なる場合にはその旨及びその内容</u></p> <p>b <u>当該四半期において当該上場会社の属する企業集団の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える事実が生じた場合には、その概要</u></p>

踏まえ、平成19年3月31日以前に開始する連結会計年度における開示については、なお従前の例によることができるものとする。

3 前項ただし書の規定は、次の各号のいずれかに該当する上場会社については、適用しない。

(1) 施行日以後に上場申請が行われて新たに上場会社となった者(株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受けた者(同項各号に規定する上場会社のいずれかが前項ただし書の規定の適用を受けていた場合に限る。)を除く。)

(2) 施行日以後に上場市場の変更申請が行われてQ-Boardからの上場市場の変更が行われた銘柄の上場会社

4 施行日前に開始する連結会計年度における開示は、なお従前の例による。